

報道発表資料

2022年04月01日 都市整備局

電柱のないまちづくり 「宅地開発無電柱化推進事業」について 「宅地開発無電柱化パイロット事業」を拡充します

東京都では、無電柱化を推進するため、令和2年度から3年度まで宅地開発時を対象とした「宅地開発無電柱化パイロット事業」を行ってきました。今年度から、宅地開発時の新たな電柱設置の防止を本格的に進めていくため、パイロット事業を拡充し、名称を新たに「宅地開発無電柱化推進事業」として実施していくこととしましたので、お知らせします。

拡充の概要

- ▶ 補助対象の限度額を2,000万円とし、国の補助と合わせ補助額を引き上げ（国土交通省の補助「無電柱化まちづくり促進事業」（今年度から創設）との連携）
- ▶ 道路延長1メートル当たり20万円としていた補助限度額の設定を廃止
- ▶ 補助対象として、公道における管路の管理に、自治体管理方式等を追加
- ▶ 事業年度を令和6年度まで（事業期間を2年間に3年間に）延長

事業概要

1. 補助対象者

開発行為の許可を申請する者で、開発事業を実施する者

2. 対象事業の条件

- ▶ 都内で開発許可により新たに道路を築造する戸建ての宅地開発
- ▶ 開発区域面積が3,000平方メートル未満
- ▶ 令和6年度末までに工事が完了するもの（新規の募集は令和5年度まで）

3. 補助対象となる費用

無電柱化の設計費・工事費

4. 補助限度額等

- ▶ 補助対象の限度額は
無電柱化に係る総事業費2,000万円まで
- ▶ 総事業費の5分の4を補助
（電線、地上機器の費用は電力会社負担）



5. 令和4年度募集期間

令和4年4月1日（金曜日）から令和5年2月28日（火曜日）まで

6. 令和4年度予定件数

20件程度

7. 募集要項

[都市整備局ホームページ「開発許可制度」](#)に掲載



問い合わせ先
都市整備局市街地整備部区画整理課
電話 03-5320-5132
Eメール S0000393 (at) section.metro.tokyo.jp



※新型コロナウイルス対策のため、なるべくEメールでのお問い合わせをお願いいたします。
※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。
お手数ですが、（at）を@に置き換えてご利用ください。

[都の組織](#)

[あなたの声をお寄せください](#)

[分野からさがす](#)

[イベントカレンダー](#)

[職員採用](#)

[都庁舎見学・展望室](#)

[入札・契約情報](#)

[様式ダウンロード](#)

東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 交通案内 電話：03-5321-1111(代表) 法人番号：8000020130001

Copyright (C) 2000～ Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.